

地方財政審議会付議（説明）案件

令和 8 年 8 月 21 日（金）

（案件名）

- ・ 令和 8 年度震災復興特別交付税の 9 月交付について（決裁案件）

（参考）

○地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第 23 条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

1 及び 2 略

3 第 10 条又は第 15 条の規定により各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、又は変更しようとするとき。

自治財政局財政課

境課長補佐（23315）

令和8年度9月分の 震災復興特別交付税について

令和8年8月

総務省自治財政局

震災復興特別交付税の概要

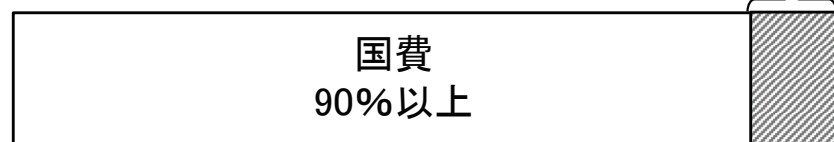
- 平成23年度第3次補正予算において制度を創設。
- 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保し、実施状況に合わせて決定・交付（9月と3月に交付）。

〈算定項目〉 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策等）、地方税等の減収額への補填

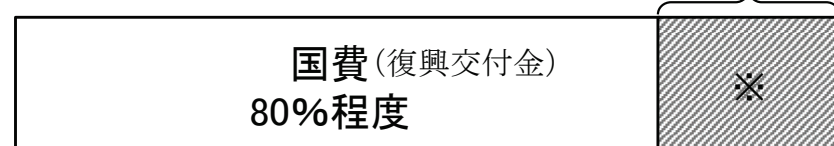
【平成23年度～令和7年度交付累計額】5兆8,026億円

＜東日本大震災の措置の例＞

○国直轄・補助事業（復旧事業） 震災復興特別交付税

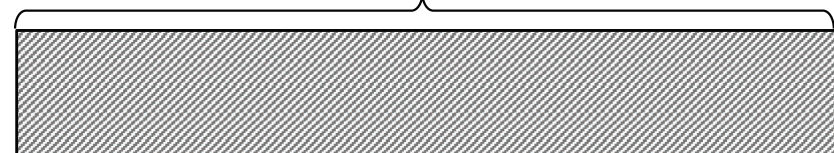


○国直轄・補助事業（復興事業） 震災復興特別交付税



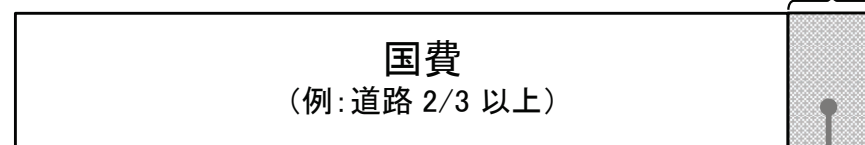
※ 平成28年度以降、復興の基幹的事業及び原子力事故災害に由来する事業は、従来と同様、地方負担の100%を措置。ただし、全国共通課題への対応の性質を併せ持つ事業（例：道路整備事業）は、地方負担の95%を措置。

○地方単独事業 震災復興特別交付税



（参考）＜通常の災害の措置の例＞

○国直轄・補助事業（復旧事業） 地方債



元利償還金の95%を後年度、普通交付税措置

○国直轄・補助事業（復興事業） 地方債



○地方単独事業（復旧事業） 地方債



令和8年度震災復興特別交付税9月分の交付について

1.令和8年度9月交付額(案)

258億円 (R7年度比▲54.2%、▲305億円)

主に次の理由で交付額が減少

- ・ 直轄・補助事業の事業量の減少等に伴う地方負担の減
- ・ 地方単独事業（職員採用等）の減及び復興特区税制や地方税の特例の終了等に伴う減収補てん額の減

2.主な算定項目

- ・ 直轄・補助事業に係る地方負担額 : 166億円 (▲289億円)
- ・ 地方単独事業
(中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策等) : 31億円 (▲5億円)
- ・ 地方税等の減収額への補填 : 72億円 (▲42億円)
- ・ 過年度分の交付額の精算等 : ▲12億円 (+30億円)

(参考) 平成23年度～令和7年度交付実績

(単位:億円)

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
8,134 (-)	7,645 (2,842)	5,071 (2,501)	5,144 (3,319)	5,889 (3,867)	4,877 (3,054)	4,382 (3,224)	4,301 (3,094)	4,634 (3,166)	4,007 (2,917)	964 (600)	802 (492)	717 (508)	750 (498)	708 (563)	58,026 (30,645)

※()内は9月分の交付額

令和8年度震災復興特別交付税9月分の交付について

3.都道府県別内訳

(単位:億円)

団体名	R8年度9月交付額			対前年度増減額		
	道府県分	市町村分	合 計	道府県分	市町村分	合 計
福島県	106	120	226	▲236	▲42	▲278
宮城県	0	14	14	▲1	▲7	▲8
岩手県	4	7	12	▲4	▲3	▲7
その他	1	5	6	0	▲13	▲13
合計	111	147	258	▲241	▲64	▲305

※ 福島県の主な増減理由については、以下のとおり。

福島県分:直轄・補助事業(道路整備事業の減)[▲214]、直轄・補助事業(福島再生加速化交付金の減)[▲13]

市町村分:南相馬市:直轄・補助事業(福島再生加速化交付金の減)[▲14]

※ 端数処理により、合計と内訳は一致しない場合がある。

4.スケジュール

9月4日(金) 交付決定・閣議報告、8日(火) 現金交付

(参考) 令和7年度実績 9月5日(金) 交付決定・閣議報告、9日(火) 現金交付

令和 8 年 9 月 4 日

令和 8 年度震災復興特別交付税の 9 月交付額の決定

総務省は、東日本大震災に係る被災団体等に対して、地方交付税法附則第 13 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度震災復興特別交付税の 9 月交付額として 258 億円を交付することとしました。

1 9 月交付額

258 億円 うち道府県分 111 億円、市町村分 147 億円

2 算定項目

(1) 直轄・補助事業に係る地方負担額	166 億円
(2) 地方単独事業	
(中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策等)	31 億円
(3) 地方税等の減収額への補填	72 億円

(注) 上記のほか、過年度分の交付額の精算 (▲12 億円) がある。

3 日 程

令和 8 年 9 月 4 日 (金) 交付決定、閣議報告
令和 8 年 9 月 8 日 (火) 現金交付

(参考 1)

令和 8 年度震災復興特別交付税は、令和 8 年 9 月及び令和 9 年 3 月に交付。

(参考 2)

令和 8 年度震災復興特別交付税総額 (予算) 726 億円

連絡先

自治財政局財政課復興特別交付税室
渡辺、土屋、岩崎
代 表 03 - 5253 - 5111
直 通 03 - 5253 - 5612

令和8年度震災復興特別交付税の9月交付額（その1）

道府県分

都道府県名	交付額
青森県	373
岩手県	436,065
宮城県	0
福島県	10,553,059
茨城県	12,790
栃木県	5,411
千葉県	60,950
新潟県	34
長野県	0
その他の県	4,902
埼玉県	22
神奈川県	4,880
道府県計	11,073,584

市町村分

都道府県名	市町村名	交付額
北海道	鹿部町	0
	八雲町	0
	広尾町	0
	浜中町	0
	小計	0
青森県	八戸市	15,445
	三沢市	9,031
	おいらせ町	1,133
	階上町	0
	小計	25,609
岩手県	盛岡市	160
	宮古市	47,307
	大船渡市	80,140
	花巻市	194
	北上市	141,099
	久慈市	20,023
	遠野市	16,227
	一関市	195,322
	陸前高田市	61,079
	釜石市	120,927
	二戸市	0
	八幡平市	0
	奥州市	3,412
	滝沢市	1,088
	雫石町	252
	岩手町	0
	紫波町	0
	矢野町	0
	西和賀町	26
	金沢町	0
	平泉町	1,203
	住田町	176
	大槌町	0
	山田町	9,608
	岩泉町	139
	田野畑村	0
	普代村	194
	軽米町	0
	野田村	7,510
	九戸村	0
	洋野町	43,511
	一戸町	0
	小計	749,597

(単位：千円)

都道府県名	市町村名	交付額
宮城県	仙台市	300,708
	石巻市	403,853
	塩竈市	31,056
	気仙沼市	90,011
	白石市	5,499
	角田市	37,253
	多賀城市	18,499
	岩沼市	89,812
	登米市	18,400
	栗原市	0
	東松島市	23,157
	大崎町	38,503
	富谷市	83,269
	蔵王町	2,344
	七ヶ宿町	671
	大河原町	0
	大村町	811
	柴田町	9,625
	川崎町	617
	丸森町	0
	亘理町	0
	亘理町	90,177
	山元町	38,023
	松島町	1,539
	七ヶ浜町	1,927
	利府町	8,221
	大和町	31,606
	大郷町	2,104
	大衡村	28,802
	大色町	0
	加美町	0
	涌美町	2,368
	美里町	4,637
	女川町	34,041
	南三陸町	21,364
	小計	1,418,897

令和8年度震災復興特別交付税の9月交付額（その2）

市町村分

（単位：千円）

都道府県名	市町村名	交付額
福島県	福島市	103,968
	会津若松市	68,443
	郡山市	0
	いわき市	2,992,770
	白河市	65,315
	須賀川市	127,839
	喜多方市	24,198
	相馬市	59,362
	二本松市	7,536
	田村市	307,097
	南相馬市	1,888,914
	伊達市	11,399
	本宮市	20,629
	桑折町	26,109
	国見町	10,302
	川俣町	119,855
	大石町	13,688
	鏡石町	12,276
	天栄町	0
	下郷町	0
	檜枝岐村	0
	只見町	1,331
	南会津町	12,554
	北塩原町	22,264
	磐梯町	9,952
	猪苗代町	3,103
	会津坂下町	38,535
	湯川町	0
	柳井町	0
	三島町	2,426
	金沢町	0
	昭和三郷町	6,042
	会津美里町	5,435
	西郷村	42,823
	中島村	267
	矢吹町	782
	棚倉町	1,410
	祭町	11,353
	土崎町	14,249
	鮫川村	36,803
	石川村	10,889
	玉川村	3,373
	平田村	9,851
	浅川町	10,440
	古殿町	0
	三春町	1,990
	小野町	10,049
	小野町	9,261
	広野町	42,782
	富岡町	647,030
	富岡町	821,776
	川内村	206,925
	大熊町	833,432
	双葉町	824,249
	浪江町	846,193
	葛尾村	278,264
	新飯館村	0
	小計	12,047,090

都道府県名	市町村名	交付額
茨城県	水戸市	1,891
	日立市	102,310
	土浦市	791
	古河市	0
	石岡市	760
	結城市	0
	龍ケ崎	0
	下妻市	121
	常陸総市	0
	常陸太田市	2,784
	高萩市	7,912
	北茨城	13,100
	笠間市	166
	取手市	448
	牛久保市	0
	つくば市	202
	ひたちなか市	133,518
	鹿嶋市	13,018
	常陸大宮市	0
	那珂市	0
	筑西市	547
	坂東市	0
	稲敷市	34
	かすみがうら市	28
	桜川市	158
	神栖市	80
	行方市	115,745
	鉾田市	189
	銚子市	749
	つくばみらい市	1
	小美玉市	457
	茨城町	47,473
	大洗町	3,084
	城里町	0
	東海村	346
	大子町	163
	美浦町	0
	阿見町	0
	河内町	0
	利根町	352
	その他	15
	守谷市	15
	小計	446,442
栃木県	宇都宮市	920
	足利市	128
	佐野市	49
	小山市	0
	真岡市	0
	大田原市	348
	矢板市	441
	那須塩原市	608
	那須町	51
	那須烏山市	0
	益子町	954
	茂木町	0
	芳賀町	0
	高根沢町	2,462
	那須町	1,002
	那珂川町	3,886
	その他	0
	栃木市	91
	小計	91
	小計	10,940

都道府県名	市町村名	交付額
埼玉県	久喜市	55
	その他の市町村	768
	さいたま市	39
	川口市	44
	所沢市	61
	加須市	106
	狭山市	98
	上尾市	46
	入間市	73
	坂戸市	102
	鶴ヶ島市	40
	吉川市	26
	ふじみ野市	37
	東秩父村	39
	杉戸町	57
	小計	823
千葉県	千代田市	74
	葉子市	1,489
	市川市	244
	船橋市	1,943
	松戸市	437
	野田市	1,030
	成田市	12
	佐倉市	0
	旭金市	75
	旭市	1,293
	習志野市	1,510
	柏市	0
	八千代市	1,324
	我孫子市	1,003
	浦安市	0
	印西市	0
	富里市	3
	富田市	76
	香取市	4,671
	山武市	0
	網走市	0
	酒々井町	0
	栄町	0
	神崎町	0
	多古町	0
	東庄町	0
	九十九里町	0
	横芝光町	0
	白子町	0
	そのの市	39
	木更津市	39
	小計	15,223

令和8年度震災復興特別交付税の9月交付額（その3）

市町村分

都道府県名	市町村名	交付額
新潟県	十日市	170
	上越市	11
	津南町	4
	小計	185
長野県	野沢温泉村	0
	栄村	5
	小計	5

都道府県名及び市町村名	交付額	
その他の都府県		
山形県	東根市	42
	山辺町	24
	小計	66
群馬県	高崎市	75
	吉岡町	35
	小計	110
東京都	八王子市	80
	三鷹市	26
	府中市	27
	調布市	160
	日野市	17
	東村山市	33
	西東京市	70
	小計	413
神奈川県	横浜市	313
	相模原市	76
	鎌倉市	50
	小田原市	94
	逗子市	39
	大和市	12
	小計	584
静岡県	浜松市	41
	三島市	51
	富士宮市	54
	小計	146

(単位：千円)

都道府県名及び市町村名	交付額
京 都 府	
京都市	41
京丹後市	44
小 計	85
大 分 県	
日出町	26
小 計	26
市町村計	14, 716, 241

※ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)に定める特定被災地方公共団体及び特定被災区域内の市町村については、交付額の有無に関わらず記載。
それ以外の団体については、交付額が生じている団体のみ記載。

地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）（抄）

附 則 抄

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和八年度及び令和九年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

※参考

（特別交付税の額の算定）

第十五条 省略

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね三分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。

地方団体に対して交付すべき令和八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和 8 年総務省令第 66 号）（抄）

（令和八年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期）

第一条 各道府県及び各市町村に対して、令和八年九月及び令和九年三月において、当該各月に交付すべき令和八年度分の震災復興特別交付税（地方交付税法（第七条及び第八条において「法」という。）附則第四条に規定する震災復興特別交付税をいう。以下同じ。）の額を決定し、交付する。